

30教高第709号
平成30年6月28日

各県立高等学校長 様

高校教育課長

スマートフォン等の適切な使用に向けた指導の徹底について（緊急通知）

このことについては、日ごろから特段の指導をいただいているところですが、今年度、スマートフォン等の不適切な使用による生徒事故が多発しております。

つきましては、下記事項に留意の上、一層のきめ細かな生徒指導に努め、問題行動の未然防止の徹底を図るようお願いします。

記

- 1 スマートフォンの利用について、家庭に対しては、ルール作りやフィルタリングの利用を呼びかけるとともに、学校においては、情報安全教育の徹底を図り、生徒の被害防止に努めること。
- 2 SNSの利用については、ネット空間と現実の世界の区別を十分に理解させるとともに、ネットで知り合った人と直接会わないよう指導すること。
- 3 SNS等にむやみに個人情報を書き込んだり、他人への誹謗中傷を書き込んだりしないこと。
- 4 盗撮行為やその目的でスマートフォン等を向けたり、設置したりすることは犯罪行為であり、絶対に行ってはならないこと。
- 5 わいせつな画像を送ったり、要求したりしないこと。

（事務担当 指導主事 持地勝博 電話024-521-7773）